

# 香南市事業継続支援金

申請期間：令和3年4月1日（木）～令和3年6月30日（水）

## 目的

高知県が行った飲食店等に対する営業時間の短縮要請等により事業活動に大きな影響を受けた事業者の皆さまに対して、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金へさらに市独自に上乗せを行うことで事業継続と雇用の維持を支援します。

## 対象事業者

以下の要件を全て満たす事業者

- 令和2年11月30日以前に、**事業所等が香南市内にある法人又は個人事業者**であること。  
ただし、**市内に事業所等を有さない形態で事業を営んでいる個人事業者**の場合は、令和2年11月30日以前に市内に住所を有し、現に居住していること。
- 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の給付の申請をし、給付を受けていること。**  
【高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の対象要件】
  - 営業時間短縮の要請に伴い、**営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引**があること、  
又は**営業時間短縮要請等に伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響**を受けたこと。
  - 令和2年12月の事業収入（売上）が、**前年同月比で30%以上減少**していること。
  - 営業時間短縮要請の対象事業者ではないこと。
- 支援金の給付を申請する日以後も市内で事業を継続する意があること。

## 支援金の額

- 法人の場合 最大**40万円**
- 個人事業者の場合 最大**20万円**

【算定式】

令和元年12月の事業収入（売上）－令和2年12月の事業収入（売上） ※減少額が上限となります

## 申請書類

- 申請書兼誓約書（様式第1号）
- 誓約書※自署
- 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金**高知県営業時間短縮要請の影響による売上減少等の証明申請書**の写し（認定経営革新等支援機関等の証明があるものに限ります。）

**※証明申請書の写しがない場合は、下記のお問い合わせ先にお電話ください。**

証明申請書の写しの代替書類として、**令和2年及び令和元年の確定申告書等（税務署收受印もしくは受信通知があるもの）の写し等（決算期を迎えていない法人や白色申告等の場合は、令和2年12月及び令和元年12月の売上台帳等が別途必要）**が必要となります。

- 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付決定通知書**の写し
- 通帳の写し（法人の場合は法人名義のもの、個人事業者の場合は申請者本人名義のもので、金融機関名支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人の確認ができるもの）
- 本人確認書類の写し（**個人事業者のみ**。運転免許証（両面）、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード等いずれか1つ）

## 申請受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年6月30日（水）まで

## 申請方法

### 申請書類の入手



市HP

- 香南市ホームページからダウンロード
- 市役所で受け取る（本庁） 市役所4階 商工観光課  
市役所5階 農林水産課  
（支所） 赤岡・香我美・夜須・吉川



### 申請書の提出

- 原則、郵送でご提出ください。  
【送付先】781-5292 香南市野市町西野2706  
（商工業者の方） 香南市役所 商工観光課 事業継続支援金係  
（農林水産業者の方） 香南市役所 農林水産課 事業継続支援金係

### お問い合わせ先

- お問い合わせは、平日の9時から17時までをお願いします。  
（商工業者の方） 商工観光課 ☎：0887-50-6693又は50-3013  
（農林水産業者の方） 農林水産課 ☎：0887-50-3015